

高谷 記史 様

平成22年3月3日付けで貴殿より九州農政局長に対し送付された「『国営諫早湾土地改良事業』に関する回答を求める請願書」について、農林水産省九州農政局整備部農地整備課長の豊輝久からお答えいたします。

1. 貴殿の請願にある「質疑1-1」につきましては、ミクロシスチンは我が国において法律等により規制されている物質ではないものの、平成22年1月14日に長崎県がカキのミクロシスチンを検査した結果、定量限界を超えるミクロシスチンは検出されず、カキの安全性に問題はなかったと聞いています。
2. 「質疑1-2」につきましても、「質疑1-1」のとおりであり、注意喚起の必要性は無いものと考えています。
3. 「質疑2-1」につきましては、諫早湾中央干拓用水施設利用組合と小野地区町内会連合会との間で、中央干拓地に設置した取水井戸からの取水について協定書を交わしていると聞いています。
これまでのところ、この協定に違反があったとは聞いておりません。
4. 「質疑2-2」につきましては、九州農政局として、上記協定書以外に地下水の利用を制限する取り決めが行われていることは把握していません。
なお、新干拓地及び背後地における地下水の取水に起因する地盤沈下の抑制に関しては、小野地区では上記協定書において取水量に関する取り決めを行っているかと聞いています。

平成22年5月31日

熊本県熊本市二の丸1-2
農林水産省 九州農政局 整備部
農地整備課長 豊輝久 